

大学施設（キャンパス・体育館）

石川県・さいたま市・神戸市

1. 石川県

- H27.10に、金沢市が市内にある大学を災害対策基本法上の指定避難所・指定緊急避難場所に指定した。
- 指定に当たり市・大学間で何度も打ち合わせを行い、覚書(対象施設、防災関連情報の交換、防災訓練への協力等)を結んだ。
- 上記の枠組みを活用し、県から大学に国民保護法上の避難施設として指定を打診したところ、快諾。
- 金沢市内の金沢大学をはじめとした各大学の施設(キャンパス・体育館)が指定されている。

2. さいたま市

- さいたま市では発生した事象により避難場所として使用できないという事態を防ぐため、災害対策基本法及び国民保護法上の避難場所を同一施設にしている。
- 指定した埼玉大学の総合体育館は、平成22年に災害対策基本法上の避難場所として指定。同施設を平成24年に国民保護法上の避難施設としても指定。

3. 神戸市

- 神戸大学と学部周辺の地域住民との間に、学術研究の分野で交流があり、その中で「周辺地域の地形的課題(急傾斜地)」などによる避難の困難さなどが存在し、地域住民より災害時の避難所の増設が要望され、大学側も前向きな意向を示していた。
- こうした土壌があった中、神戸市から同大学へアプローチし、避難所として利用するスペース、動線などの調整を行った。

Point

- ▶ 自然災害分野で既に避難所として指定されている施設を国民保護の避難施設として指定。
- ▶ 自治体・大学間の防災分野の協定等を契機として指定。



例：金沢大学のキャンパス



石川県立大学の講義室